

議案第二十五号

三朝町工場設置奨励条例の制定について

次のとおり三朝町工場設置奨励条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾五年貳月拾貳日 原案可決

三朝町議會議長牧田 禎

鳥取縣三朝町議會議長印

三朝町議會議長印

第五章 商工

三十一 工場設置奨励条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(目的)

第一条 この条例は、産業の振興発展を図るため、町内に工場を新設又は増設する者に対し、奨励金を交付し、諸般の協力をすることをとする。

(該当工場)

第二条 奨励金は、次の各号の一に該当する工場を新設し、又は増設した者に対し交付する。ただし、増設の場合は増設の部分の施設に対しこれを適用する。

一 投資額

五百万円以上

二 常時使用する従業員数

十人以上

2 前項各号の一に該当しないものであつても、特に町長が必要と認められた場合には、前項に準じて奨励金を交付することができる。

第十一編 経済 (工場設置奨励条例)

(奨励金の額)

第三条 奨励金の額は、当該工場に使用する固定資産に対して新たに賦課された固定資産税の三箇年分の額を限度として、町長がこれを定める。

(奨励金交付期間)

第四条 奨励金は、事業開始後新たに固定資産税を課することとなつた年度から三年を限度としてこれを交付する。

(奨励金交付の時期)

第五条 奨励金交付の時期は、当該年度末とする。

(奨励金交付申請手続)

第六条 奨励金の交付を受けようとする者は、事業開始の日から三十日以内に次の事項を記載した申請書(法人にあつては、法人登記簿の謄本を添付すること)を町長に提出しなければならない。

一 工場の所在地

二 営業所又は本社所在地

三 事業計画の概要

四 投資額

五 常時使用する従業員数

六 土地、建物の面積及び償却資産の種目・数量

七 事業開始の年月日

(鳥中五)

八 その他参考となるべき事項

(変更手続)

第七条 奨励金の交付を受け、又は交付の確定した工場で、次の各号の一に該当したときは、その日から十五日以内にその旨を町長に届け出なければならぬ。

一 第六条の規定による申請書(法人にあつては登記簿の謄本を含む。)の記載事項に変更を生じたとき。

二 事業を休廃止したとき。

(奨励措置の承継)

第八条 奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者の地位を承継するものとする。営業の譲渡があつた場合の譲受人についても、また同様とする。

2 前項の規定による承継者は、承継した日(前項の規定により相続人を選定したときは、その選定した日)から三十日以内に、その承継を証する書面を添えて、町長に届け出なければならぬ。

2 三潮町 工場設置奨励条例(昭和四五年) 条例第十五号。

以下「旧条例」という。は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、旧条例の規定に基づいてなされた申請は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

4 この条例施行の際、現に旧条例の規定により奨励金の交付を受ける資格を有する者(承継者を含む。以下同じ。)については、なお従前の例による。

5 この条例施行の際、現に旧条例の規定により奨励金の交付又はその他の援助を受けている者は、この条例により奨励金の交付又はその他の援助を受けている者とみなし、期限の定めあるものについては、従前の規定による起算日からこれを起算する。

(奨励金の停止及び返納)

第九条 奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者が次の各号の一に該当するときは、奨励金を交付せず又は減額し、若しくは全部又は一部を返納させるものとする。

一 第七条の規定による届出を怠つたとき。

二 工場を当該事業の目的に使用しないとき。

三 奨励金の交付期間中に事業を廃止若しくは休止又は休止の状態にあると認められるとき。

四 詐偽その他不正の方法により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(経済的援助又は協力)

第十条 町長が特に必要と認められた場合は、奨励金の交付のほか、別に町議会の議決を経て経済的援助をなし、又は工場の設置につき特に諸般の協力をすることができぬ。

(委任)

第十一条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三) 工場設置奨励条例の廃止

(鳥中X)

工場設置奨励条例施行規則

(鳥中X)

(昭和 年 月 日) 規則 第 号

第一条 この規則は、工場設置奨励条例(昭和 年 条例第 号。以下「条例」という。)第十一条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 条例第二条に規定する該当工場において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 工場とは、営利を目的とする物の製造又は加工の作業を行なうために必要な施設及びこれに附帯する施設をいう。

二 工場の新設とは、町内に工場を有しない個人若しくは法人で町内に工場を設置し、又は既に町内に工場を有する個人若しくは法人で、当該法人の業種と異なる業種の工場を設置することをいう。

三 工場の増設とは、既に町内に工場を有する個人若しくは法人で当該工場を増設し、又は町内の他の地区に移転して、増設したものをいう。

第十一編 経済 (工場設置奨励条例施行規則)

五七二四

四 投資額とは、工場の新設又は増設に要する土地、建物及び償却資産の取得価額の合計額をいい、当該工場の製造、加工に直接関係のないものは含まないものとする。

2

工場設置奨励条例施行規則(昭和 年 規則第 号)は、廃止する。

五 常時使用する従業員数とは、通常の状態において事業を継続するために必要な従業員で、二月未満の契約で雇用される者を除いたものとする。

第三条 条例第六条に規定する奨励金交付申請書は、別記第一号様式によるものとする。

第四条 条例第七条に規定する事業変更届は、別記第二号様式によるものとする。

第五条 条例第八条第二項の規定による届出は、別記第三号様式によるものとする。

第六条 町長は、条例第九条の規定により奨励金を交付せず、又は減額若しくは返納を決定したときは、奨励金交付申請者に対してその旨を通知するものとする。

第七条 町長は、この規則に定めるもののほか、奨励金交付申請者に対して必要と認める書類の提出を求めることができる。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。